

## 鹿児島市路線バス等運行維持支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰等に伴い、深刻な打撃を受けている路線バス事業者及びタクシー事業者のうち、公益社団法人 日本バス協会又は一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会が作成する感染予防対策ガイドラインの実践等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底への取り組み及び路線バス事業又はタクシー事業の維持に努めるものに対して、予算の範囲内において路線バス等運行維持支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (2) 限定バス 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (3) 定期観光バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。
- (4) 高速バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業 法第3条第1号ハに規定する事業（福祉輸送事業限定を除く。）をいう。
- (7) 路線バス事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む民間事業者をいう。
- (8) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、路線バス事業者及びタクシー事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を有すること。

- (2) 路線バス事業者においては、補助金の交付を申請しようとする日において、国土交通省九州運輸局に一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する路線バスの車両（以下「路線バス事業用車両」という。）として登録されている車両を保有していること。
- (3) タクシー事業者においては、補助金の交付を申請しようとする日において、国土交通省九州運輸局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する一般車両（以下「タクシー事業用車両」という。）として登録されている車両を保有していること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は補助金の交付対象者とならない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 路線バス事業者においては、市内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき5万円を乗じた額とする。
- (2) タクシー事業者においては、市内の営業所に配置するタクシー事業用車両1台につき1万5千円を乗じた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表第1に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則郵送により市長に提出するものとする。

（交付決定及び支払い）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付を決定したとき

は、補助金の支払いをもって交付決定通知に代えるものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定書（様式第5）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、路線バス等運行維持支援補助金返還命令書（様式第6）により返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められる場合
- (2) その他市長が適正でないと認めたとき。

（手続の特例）

第8条 規則第14条に規定する実績報告及び規則第15条に規定する補助金等の額の確定等は、規則第25条の規定により省略する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

（廃止期日）

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 5 条関係）

交付対象者	書類
路線バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 路線バス等運行維持支援補助金交付申請書（様式第 1 - 1）</li> <li>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書類の写し</li> <li>(3) 市内の営業所に配置する路線バス事業用車両の台数が分かるもの</li> <li>(4) 誓約書（様式第 2）</li> <li>(5) 車両数内訳書（様式第 3 - 1）</li> <li>(6) 市内で対象事業を営む営業所を有することが確認できる書類</li> <li>(7) 感染防止対策報告書（様式第 4 - 1）</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 路線バス等運行維持支援補助金交付申請書（様式第 1 - 2）</li> <li>(2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書類の写し又は県タクシー協会が発行する証明書</li> <li>(3) 市内の営業所に配置するタクシー事業用車両の台数が分かるもの</li> <li>(4) 誓約書（様式第 2）</li> <li>(5) 車両数内訳書（様式第 3 - 2）</li> <li>(6) 市内で対象事業を営む営業所を有することが確認できる書類</li> <li>(7) 感染防止対策報告書（様式第 4 - 2）</li> <li>(8) 振込先口座を確認できる通帳等の写し</li> <li>(9) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>